



# 全日本病院NEWS 2008 21世紀の医療を考える全日本病院NEWS 11/15

ALL JAPAN HOSPITAL ASSOCIATION

NO.698 2008/11/15

http://www.ajha.or.jp/ mail:info@ajha.or.jp

発行所/社団法人全日本病院協会  
発行人/西澤寛俊  
〒101-8378 東京都千代田区三崎町  
3-7-12 清話会ビル  
TEL (03)3234-5165  
FAX (03)3234-5206

## 「原因究明と責任追及は別枠で議論すべき」

医療安全調査委員会設置案

検討会で全日病が意見表明。医療安全推進のための基盤整備を提起

全日病の徳田禎久常任理事は、11月10日の「診療行為に関する検討会」のヒアリングに臨み、医療安全調査委員会設置に関する法的構成をまとめた第3次試案と大綱案に反対する見解を表明した。(詳細は4面に掲載)

徳田常任理事は、意見表明の冒頭で「全日病は医療安全を推進する枠組みをつくるという考えに賛成する。ただし、第3次試案にあるような、その中身には賛成できない」と、全日病の基本的なスタンスを簡潔に表明した。

その理由として、第3次試案・大綱案には原因究明・再発防止と医療事故発生者に対する責任追及という異なる目的が混在しているため、真に医療安全を進めるシステムの構築とはなり得ないと説明、2つの目的を分けた上で議論を進めるべきであると提起した。

また、医療安全を推進するためには、

死亡に限らないあらゆる事故の情報をすべての医療機関から報告させ、1つの機関で分析して再発防止に役立てるシステムの構築が欠かせないと指摘した。

さらに、日本医療機能評価機構が担っている医療事故情報等収集事業を強化することを基本とした上で、すべての医療機関が診療情報を電子化することによって患者家族が懸念する記録改ざんが不可能となることを踏まえ、患者・家族に診療内容の開示・説明を義務づける制度の整備を進めるなど、国と厚労省が医療資源を積極的に投入していく基盤整備こそが有効な方策である

と主張した。

同時に、そうした制度下では医療事故の関係者から正確な情報を得るために免責が欠かせないと訴えた。

その上で、死因究明等の在り方検討会において、医療安全を確保するための重要な論点が取り上げられることなく、もっぱら責任追及の制度設計のみが議論されているとして、責任追及にかかる仕組みは医療安全とは切り離して議論し、別なシステムとして考えるべきであると提起した。



徳田常任理事は、また、医療安全調査を担う第3者機関の議論は医療安全の専門家を加えた検討会においてなされべきであり、あたかも責任追及を想定した委員構成による現在の検討会は「医療事故死処罰」を議論する場として位置づけられたと言われても仕方がないとも指摘、看板と中身に齟齬があると批判した。

代える大枠が確定した。

これまでの議論経過をまとめた「議論の整理(案)」は、新たな機能評価係数の考え方について、松田班の研究報告にもとづいて論点を整理しているが、その末尾に経過措置を図る案を盛り込んだ。

「基本的考え方」は「これまでの議論の整理」とともに11月19日の中医協基本小委に報告される。DPC評価分科会は、引き続き、新たな機能評価係数案の各論について検討を進める。

## 機能評価係数案の「基本的考え方」まとまる

DPC評価分科会 社会ニーズへの対応を重視、地域医療への貢献も評価対象に

調整係数に代わる機能評価係数の議論を展開している診療報酬調査専門組織・DPC評価分科会は、11月7日、事務局(厚労省保険局医療課)が示した「新たな機能評価係数に関する基本的考え方(案)」を了承した。(2面に連絡記事)

「基本的考え方」は、同分科会におけるこれまでの議論を踏まえ、今後の各論議論に向けた方向性を整理したもので、①急性期医療を反映する係数とする、②医療全体の質の向上が期待できる係数とする、③社会的に求められている機能・役割を重視する、④地域医療への貢献という視点も検討する、という4点でまとめられた。

また、係数のあり方として、現行調整

係数のように1以下とすることは止め、すべて1以上(プラス)となる方法を採用する考え方を打ち出している。

これによって、DPC包括評価において個別医療機関への配分を傾斜させる

### ■新たな「機能評価係数」に関する基本的考え方(案)

- DPC対象病院は「急性期入院医療」を担う医療機関である。新たな「機能評価係数」を検討する際には、「急性期」を反映する係数を前提とするべきではないか。
- DPC導入により医療の透明化・効率化・標準化・質の向上等、患者の利点(医療全体の質の向上)が期待できる係数を検討するべきではないか。

医療機関別係数は、DPC導入期の激変緩和を図る調整係数を、急性期医療の特性や医療の質をより評価するとともに医療に対する社会ニーズや地域ニーズに対応した機能を評価する係数へと

- DPC対象病院として社会的に求められている機能・役割を重視するべきではないか。
- 地域医療への貢献という視点も検討する必要性があるのではないか。
- 【係数のあり方】
- DPCデータを用いて係数という連続性のある数値を用いることができるという特徴を生かして、例えば一

定の基準により段階的な評価を行うばかりではなく、連続的な評価の導入についても検討してはどうか。

- その場合、診療内容に過度の変容を来たさぬ様、係数には上限値を設けるなど考慮が必要ではないか。
- 急性期としてふさわしい機能を評価する観点から、プラスの係数を原則としてはどうか。

## 来春の介護報酬改定はプラス3.0%!

介護従事者月2万円の増額、10万人の新規人材確保も可能?

上昇を抑制等」と書き込まれた。

政府が公表した参考資料には「介護報酬月2万円アップ、介護人材を10万人確保」とうたっており、介護保険サー

ビス従事者あたり年額24万円の增收が可能となる上に、新規に10万人の雇用が可能な介護報酬引き上げになると明言している。

### 産科補償制度の診療報酬上の対応措置を了承

11月5日に開催された中医協総会は、前回10月22日の総会で持ち越しとなつた、産科医療補償制度への加入をハイリスク妊娠管理加算とハイリスク分娩管理加算の施設基準に追加する事務局

わんばかりの苦情が書き込まれた。結果を聞いた瞬間、「しばらく一人にしてほしい」とブルーになったほどだ。だが、そこで泣けないのが私の長所(と内心思っている)。

不満足・弱い部分を「リーダーシップ、情報収集、情報の分析、経営戦略、人材育成、業務分析、業績評価」と7つのカテゴリーに分けて分析・改善に努めた。その結果、平均点は年々上向き、平成20年には3.3にまで上がったのである。

20近くあった欠点項目も平成20年に

提案について議論した。

その結果、遠藤会長(学習院大学教授)は、①今回の措置を前例としない、②産科医療補償制度における原因分析・再発防止の今後の展開を中医協に報告してもらう、という2点を条件に付して認めることを提案、了承した。

診療側西澤委員(全日病会長)は「今回の措置は特例であり、前例とするべきではない。私個人は、診療報酬のあり方としていかがかと考えている」と発言した。

佐藤医療課長は、出産一時金を35万円から38万円に引き上げたことについて、「引き上げは産科医療補償制度加入機関で分娩したものに限って適用されることになった」旨を明らかにした。

は1つまでに改善し、満足項目がかなり増えた。患者満足度も向上した。

職員の声が、職員満足度が、患者満足度に結びつくと考えている。なにごともあきらめず、一つ一つコツコツと取り組むことの大切さを痛感した。

余談ではあるが、東京学会では「理事長・院長に言いたいこと」という主張コーナーが設けられる。ぜひとも、現場スタッフの率直な声をいただきたいものだ。

(安)

清話抄

あきらめない

自院は、安全・安心な医療、質の高い医療、わかりやすい医療の3点を理念としている。これを支える柱として、ヘルスケアの質の向上、職員満足度・患者満足度の向上、健全経営維持の3点を基本方針とし、これをBSCにて年度目標に展開し、各部署の目標管理をしている。

## 主張

## 医師数を増加させることが決まった。 そこで、実働医師の実態調査を提案したい！

厚労省も重い腰を上げて、医師数の増加策を打ち出すことになった。大変歓迎すべきことである。これから課題として、「それでは日本全体として医師が何人必要なのか、また、何人くらいの医師数が適正か」という議論をしなければならない。

これは、実際には非常に難しい議論になることだろう。その理由として、まず、現在の実態も正確に把握できないと思われるからである。

日本が全体として高齢化社会であ

るのと同様、日本の医師も全体的に高齢化している。一般社会では65歳くらいが一応の定年年齢であるが、27万人といわれる医師のうち何人くらいが65歳以下で、毎日診療に従事しているだろうか。医師としての実有効就労者数は何人くらいなのでだろうか。

さらに、また、女性医師の勤務実態もある程度正確に把握することも必要である。子育て中で事実上休職状態でありながら、名義上は就労医師として登録されている医師も少な

からず存在する。また、実際は開業医でありながら、他施設で勤務している医師もかなり存在している。さらに、勤務医を中心として、医師間の労働時間にも非常な大きな格差がある。この労働時間の正確な把握も重要な要素になると思われ、ぜひとも捕捉する必要がある。

いわば、「医師の国勢調査」のようなものが必要であり、この際、実態調査をすべきではないだろうか。実行するにはかなりの決断と勇気がい

ると思われるが、この実態把握をできるだけ正確に行い、勤務実績に基づいた現在の就労状況を確認することにより、初めて正確な必要医師数が算出されるのではないかと思う。

この調査は予想通りの当たり前の結果を出すかもしれない。あるいは、意外な結果を出すかもしれない。筆者自身は、後者の、やはり日本では想像以上に医師数が少ないという結果を予測している次第である。

(K)

## 高齢・認知症患者への対応とDPC後の在宅復帰に実績

DPC評価分科会 ヒアリングでケアミックス型病院が説明。地域医療で重要な役割を果たす

11月12日のDPC評価分科会は9病院を招き、DPCにかかる特別調査の一環として意見交換(ヒアリング)を行なった。

9病院の内訳は対象病院が7病院、準備病院が2病院。そのうちの4病院がケアミックス型で、DPC算定病床数は32~45床の間に分布、総病床数に対する割合は最大24.3%、最小9.6%である。

4病院とも回復期リハ病棟を有し、DPCの後方病床を確保している。2病院については療養病棟と精神科病棟とともに併設している。

4病院は地域の医療ニーズと自院が果たしている役割などを紹介する中で、高齢者の救急搬送受け入れ、急性期後の早期退院に向けた取り組み、認知症患者への対応など、地域の事情に応じた機能特性を果たしていることを、それぞれの立場から明らかにした。

その上で、厚労省のメッセージを踏まえ、急性期医療として効率化とともにデータ共有など質の向上を期してDPC導入に踏み切ったことなどを明らかにした。

ケアミックス型病院に対しては、再入院の割合、他病棟からDPC病棟に移すケースの有無、退院と転棟の基準など、委員の一部にあるケアミックス型のDPC病院に対する「不信感」をうかがわせる厳しい質問も出た。

これらの質問に各病院は、回復期リ

ハ病棟に転棟後に合併症で戻るケースがあること、療養病棟入院患者の急性疾患を受け入れることはあることを認めたが、いずれも症例数は過多にのぼるものではないと説明した。

その一方で、回復期リハ病棟を有することで急性期を早期に終えることが

可能となっている、療養病棟や精神科病棟を併せ持っていることから高齢患者の急性増悪や認知症の受け入れができる、あるいは併設老健施設も含めて早期の在宅復帰を可能とする一貫した医療・介護提供が実現できているなど、大学病院とは異なる機能を発揮

していることをつまびらかにした。

地域事情に対応してケアミックス型の特性を活かしている4病院は、それぞれの立場から、今後もDPCにとどまることによって地域医療に貢献したいという意向を表明した。

## 医療行為ができる介護資格(療養介護士)を新設

訪問リハビリステーションも創設。医療・介護の連携に

「安心と希望の介護ビジョン」は11月12日の会合で、2025年までを視野に収めたビジョン案について検討した。次回11月20日の会合でとりまとめる予定だ。

事務局(厚労省老健局総務課)が提示したたたき台には、経管栄養や喀痰吸引などの医療行為ができる介護資格(療養介護士)の創設、「地域ケアチーム」の立ち上げ、訪問リハビリステーションの創設という新たな制度提案のほか、医療給付と介護給付のシームレスなつながりの確保、認知症対策、地域包括支援センターの機能強化など、これまでにも施策課題とされてきたテーマが取り上げられている。

議論の過程では、維持期リハの提供について柔軟な対応を求めるなど医療・介護の積極的な連携実現を求める

声が多く出されたが、ビジョンを受けて、訪問だけでなく通所を含めてリハビリテーション給付の改善が介護報酬に反映される公算が強い。

その一方で、訪問看護について、ビジョン案には具体的な言及が見当たらぬ。

### 「安心と希望の介護ビジョン案」 具体的な施策例から

- 公募後に研修を修了したコミュニティ・ワーク・コーディネーターを年間300人、10年間で3,000人輩出し、地域に派遣し、コミュニティビジネスや互助事業等を育成する。
- 地域包括支援センターの手で高齢者の生活を総合的に支援する、医療・介護関係者を含めたコミュニティ会議を

開催する。

- 一定の医療行為ができる新たな介護資格として「療養介護士」を創設する。
- 医療と介護の関係者が一堂に会する「地域ケアチーム」を立ち上げる。
- 在宅移行にともなう医療と介護の連携を強化するための病院とケアマネージャー・地域包括支援センターの間の引き継ぎ連絡体制を確立する。
- 医療給付と介護給付の連動性・整合性の確保に向けた取り組みを推進する。
- 認知症医療と介護の橋渡し役としての地域包括支援センターの機能強化
- 認知症ケアの標準化と介護現場への普及に向けた取り組みの推進
- 訪問リハビリステーションの創設など在宅生活支援リハビリテーション拠点の整備と質の向上

後期高齢者終末期相談支援料については4~6月の算定状況を捕捉するだけでなく、算定にかかわりなく、リビングウイルや終末期の話し合いを実施している医療機関の担当看護師(または医師)に事例調査票提出の協力を求める方針だ。

さらに、国民2,000名を対象に、終末期の話し合いと後期高齢者終末期相談支援料に関する意識調査を併せて実施する。

後発医薬品以外は11月に調査を開始し、来年3月に報告書をまとめること

## 終末期の話し合いについて事例調査を実施

08年度改定結果検証調査 調査実施案固まる。「勤務医の負担軽減」で相当数の医師に調査

11月5日の診療報酬改定検証部会は、2008年度改定結果の検証に用いる調査実施案を了承した。

調査テーマは、①病院勤務医負担軽減の実態(対象は当該3加算届出全医療機関。医師調査を含む)、②外来管理加算の意義づけ見直しの影響(1,500病院

ほか。患者調査を含む)、③後発医薬品の使用状況(1,000病院ほか。1施設2名の外来医に対する調査も実施)、④後期高齢者診療料の実施・算定状況(3,500施設、患者調査含む)、⑤後期高齢者終末期相談支援料の実施・算定状況(1,700病院ほか)。

病院勤務医負担軽減の実態調査に関しては、医療機関調査以外に、診療科ごとに責任者と一般勤務医を対象とする調査を実施する。大規模病院の場合は全医師というわけにはいかないが、厚労省は各病院とも相当数に上る医師に調査への協力を求める考えでいる。



## 「緊急入院は24時間までは出来高とすべし」 日病協等がDPC見直しで提案。新機能係数に人員配置面の評価追加を求める

11月7日のDPC評価分科会で、小山信彌委員(日本私立医科大学協会業務担当理事)は、私大協と全国医学部長病院長会議の連名による提案を行ない、今後のDPC見直し議論に反映させることを要請した。(1面に関連記事)

提案の骨子は以下のとおり。  
①調整係数の廃止は少なくとも3回の改定を経て行なう  
②緊急入院については初診起算24時間までは出来高とする  
③救急搬送数、時間外・休日等の緊急

入院患者数にもとづいて救急医療体制を評価する  
④現在の機能評価係数項目のうち、入院基本料、臨床研修病院入院診療加算、診療録管理体制加算、医療安全対策加算の定数を見直す  
⑤新たな機能係数に、医師当直体制やコメディカルスタッフの配置など人員配置面の評価と救急病院、地域支援病院、地域中核病院、各種拠点病院という地域支援への貢献に対する評価を加える

⑥新たな機能係数の設定において、大学病院係数あるいは特定機病院係数を設ける

提案内容は、診療報酬体系の見直しについて検討している日病協・診療報酬実務者会議(委員長・全日病猪口副会長)でも、DPCの見直しを担当する前出小山委員(東邦大学医学部心臓外科学教授)を中心に議論されているところだが、結論にはいたっていない。

提案の内容はDPC評価分科会における今後のDPC見直し議論の中で検討さ

れるが、11月12日に行なわれたDPC対象病院のヒアリングにおいて、厚労省保険局医療課の宇都宮企画官は「大学病院係数あるいは特定機能病院係数」という考え方に対する否定的な所感を披露した。

また、「少なくとも3回の改定を経て調整係数を廃止する」という小山提案に対して、事務局は2回の改定をはさんで完全に切り替えるという経過措置案を、同日の分科会に提示した「これまでの議論の整理」で示している。

「会員病院における時間外2次救急に関するアンケート調査」の結果から

# 日本の救急搬送の約4割は私的告示病院が担っている!

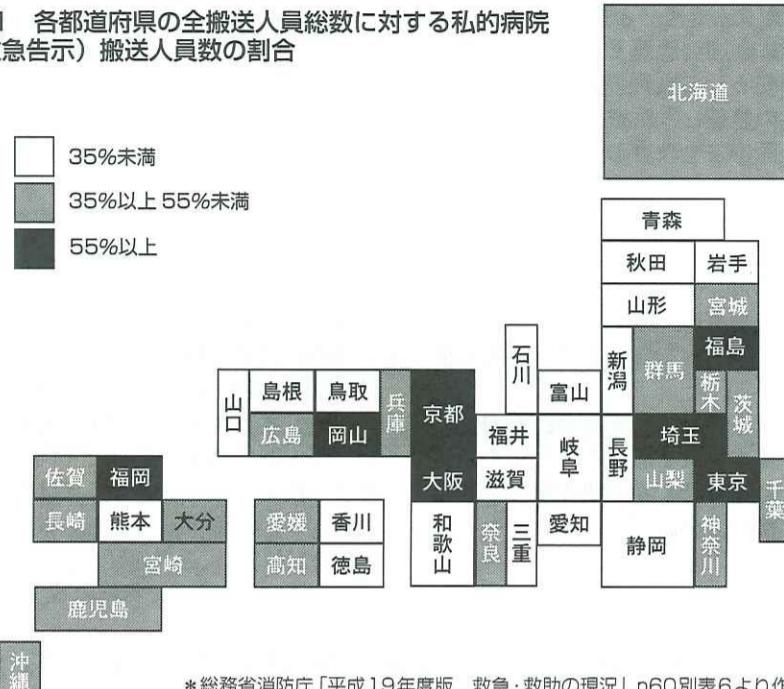
救急・病院崩壊の回避へ、救急病院は行政・医師会に物を申すべき時にきている

救急・防災委員会委員(曙会シムラ病院理事長) 種村一磨

救急医療の崩壊が現実の問題となっている。救急・防災委員会は今年5月に、救急告示病院として登録されている会員病院に対してアンケート調査を行い、380病院(36.1%)より回答いただいたので、その結果の一部を報告する。

図1は各都道府県別の全救急車搬送数に対する、私的病院(救急告示病院)の搬送数割合をしたものである。

図1 各都道府県の全搬送人員総数に対する私的病院(救急告示)搬送人員数の割合



\*総務省消防庁「平成19年度版 救急・救助の現況」p60別表6より作成

告示病院は全体として減少傾向を示し、公的病院は漸増の傾向にあるが、平成19年の消防庁資料によると、各都道府県の単純平均ではあるが、全国の救急搬送の37.2%を私的告示病院が担っている。人口密度の高い大都市圏では私的病院の割合が高く、逆に人口密度の低い地域では公的病院の割合が高い。

ためには充分なマンパワー・コストをかける必要があり、これが不可能な現状では赤字を許されない私的病院が救急医療から撤退することは避け得ないと

ここまで来ている。

今後、何らかの行政的・経済的手当がなされないと崩壊してゆくことになる。

## 初めて2次救急に眼を向けた検討会報告。これをターニングポイントとさせるために、我々会員病院は今こそ声を上げるべきだ

輪番制補助金の廃止、救急告示制度の見直しが行われているが、明確な提供体制整備はこれからである。4疾患・5事業の方向性は妥当と思われるが、その内容は都道府県が主体的に地域に応じて、必要となる医療機能を明らかにした上で、それぞれの医療機能を担う医療機関の名称や、計画を遂行する上での数値目標を記載することになっている。

今、我々は再編成の変革期の真只中にいる重要な時期といえよう。制度による誘導は強直的なものであっては機能しないのではないか。停滞を許されない救急の現場が犠牲の上に成り立っていることを今こそ声を大にして主張すべきであり、公私の区別なく、実績をあげている私的病院が提供体制の中

に明確なポジションを確立されなければならない。

今年7月に、「救急医療の今後のあり方に関する検討会」の中間とりまとめが発表された。従来の3次中心の検討に加えて、2次救急の充実が欠かせないことが指摘され始めている。また、救急医療は、採算性にかかわらず提供されることが最も求められる分野であり、必要に応じた公的財政支援が適切に行われることが不可欠ともされた。

この方向性は、筆者の知る限り初めて2次救急に眼が向けられたターニングポイントとも思えるが、過度の期待は裏切られる。そのようなことのないように、我々会員病院は、医師会を通じて行政に向けて行動すべき時期であることを強調したい。

図2●初期救急について、医師会が関心を持ち、活動していると思うか

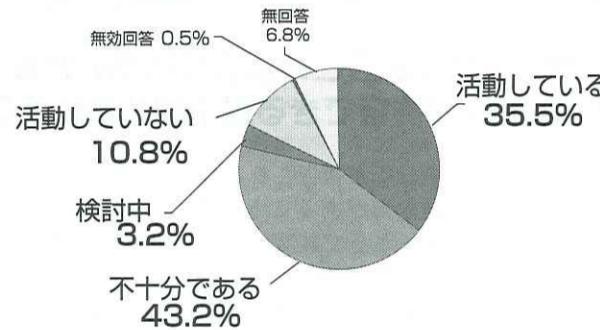


図3●地区の病院部会は活動しているか

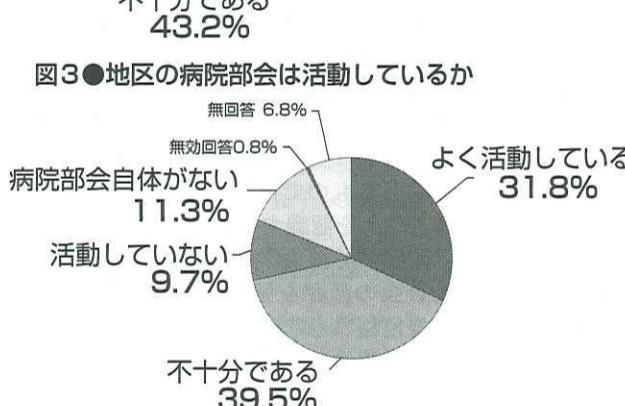


図4●民間病院の意見は医師会に反映しているか

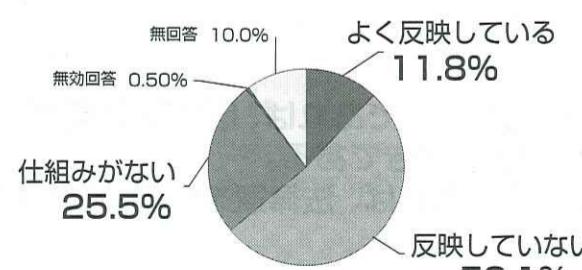


図5●見直しとなった救急告示制度は今まで機能していたと思うか

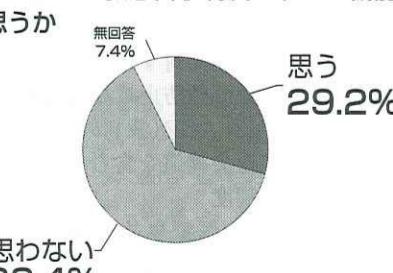


表1●診療報酬の時間外加算についてどう考えるか(複数回答可)



注1 大都市(東京23区、大阪市、横浜市、名古屋市、福岡市)、政令指定都市(上記横浜市、名古屋市、福岡市除く)、地方都市(上記大都市政令指定都市以外の10万人以上)、その他(人口1万人~10万人)

# 「原因究明は医療事故情報等収集事業の強化で対応が可能」

医療安全調査委員会設置案

全日病が提起。「検討会は医療安全専門家中心に再編。責任追及は別組織で議論」

医療安全調査委員会設置案について議論を進めていた「診療行為に関する検討会」は関係団体を招聘し、10月31日と11月10日に第3次試案と大綱案に関するヒアリングを実施した。

10月31日の会合では日本麻酔科学会、日本産科婦人科学会、日本救急医学が、いずれも第3次試案と大綱案に反対する意見を表わした。

11月10日の会合では、全日本病院協会と全国医学部長病院長会議が第3次試案と大綱案に反対する見解を表明した。一方、医療過誤原告の会は原則的に賛成する意見を述べた。(1面に関連記事)

## 全日病、国の施策と医療機関の取り組みで基本的考え方を提示

10月31日の同検討会で、日本麻酔科学会は、主に第3次試案と大綱案に対する様々な疑問を指摘。医療現場を安心・納得させるに足る制度設計に向けて、さらなる議論が必要であるという認識を明らかにした。

日本産科婦人科学会は、刑事訴追の問題がもっとも重要な点であるとして、医療事故に対する過失致死の適用に根底的な疑問を突きつけた。

これに対して日本救急医学は「原因究明と責任追及を分離すべきである」という見解を表わすとともに、過失致死罪による刑事訴追につながる第3次試案と大綱案の論理は、「医療については過失の基準が明らかになっていない」ことから「罪法定主義に反するものである」と論難、「納得できない」と批判した。

11月10日の会合で、全国医学部長病院長会議は「原因究明と責任追及」という

異なるカテゴリーが一体であり、かえて原因究明ができなくなる」と、第3次試案と大綱案の論理に強く反対した。

2回にわたるヒアリングは、医療安全調査委員会設置案に対する反対意見は、第3次試案への個別具体的な疑問表明から、原因究明を目的とする調査システムとその結果を責任追及に供するシステムは枠組みを共有できないとする根底的な疑問へと移行しつつあること、また、そうした認識が医療界に確実に増えてきていることを浮き彫りにした。

原因究明・再発防止の仕組みと責任追及の体制を分けるべきであるという考えをいち早く表明した全日病は、11月10日のヒアリングで、第3次試案と大綱案に反対する論拠とともに、医療安全を推進する基盤整備に関する考え方を書面で提示し、説明資料とした(別掲)。

書面は、国とともに個々の医療機関における医療安全に向けた取り組みの方向を整理したもので、こうした取り組みの基盤となる事故調査・原因究明の仕組みづくりこそ議論されるべきであるという全日病の認識がまとめられている。

その中で、全日病は、医療安全の確保には、①報告義務制度の確立と事故再発防止策などの成果還元、②ADRと無過失補償を含む被害者救済制度、③医療事故当事者に関する支援という3つの要素が欠かせないと提起している。

さらに、国の課題として、①医療従事者が安心して良質の医療を提供できる基盤の整備、②医療各職養成過程における医療安全教育の実施、③標準的診療の確立と(電子的)診療記録の作成および診療結果評価の仕組みづくり、④全医療施設で起こった医療事故情報の収集・分析・還元システムの確立、⑤医療安全情報の共有を図る情報提供と各施設での対応を確認する仕組みの構築などをあげた。

同時に、国が、こうした医療安全に向けた基本施策を進めることなく、医療安全の専門家よりも法律家が多く起用した検討会を設置し、あたかも“第3者機関”的な設置を前提とした議論が展開されてきたと批判している。

そうした結果、医療事故死のみが原因究明・再発防止の対象となっている、あるいは当事者から包み隠しのない報告が得られる仕組みになっていないなど、本来の目的と乖離した制度設計案がまとめられるに至ったとして、「医療安全専門家中心の検討会であれば、こうした議論には至らなかったのではないか」と疑問を呈した上で、“医療安全”という看板を掲げた医療事故責任追及システムの構築に反対している。

全日病は、また、書面で、医療事故の収集・分析・還元の仕組みとして、医療機能評価機構が進めている医療事故情報等収集事業を強化し、全医療施設からあらゆる事故事象の情報を集中させるという、より踏み込んだ対案を提示した。

さらに、医療に対する患者・家族の信頼を回復させるために、インフォームドコンセントと情報開示の取り組みを強化前進させる具体案をも提案している。

反対・賛成意見が拮抗する中、事務局(厚労省医政局医療安全推進室)は、第3次試案と大綱案に関する地域説明会を4ヶ所で開催することを同日の検討会で明らかにした。1回目は福岡市(11月19日)で開催、その後、東海北陸地区(12月18日)、近畿地区(12月24日)、東北地区(1月25日)で実施する。

## 医療過誤被害者に医療安全の立場からどのような仕組みが最も有効なのかを理解してもらう努力をしなければならない。医療関係者と被害者側で、両者が許容できる最小限の責任追及をする仕組みを共同で提案する取り組みをする必要もある。

### ■徳田禎久常任理事(談)

ヒアリングは、15分ずつの時間設定で3団体(全日病・全国医学部長病院長会議・医療過誤原告の会)により行われ、当協会は、反対の立場でまとめた見解に検討会の議論を具体的な裏づけのコメントとしながら説明した。(全日病の意見概要=別掲を参照)

全国医学部長病院長会議の嘉山山形大学教授は、自院における「医療事故調査委員会」の積極的かつ開かれた取り組みを披露し、いまや医療提供者側はしっかりと自律的取り組みを始めていること、この中の最大の要点が報告に関する免責であり、隠蔽・改ざんなどは昔の話となっていることなどを説明した。

さらに、責任追及がなされる試案・大綱は、「応報」という点で「ハムラビ法典」かと錯覚するような時代錯誤の内容であること、免責がないことから

すべてが報告される状況とはなりえない危惧があることから、「医療提供者側にとって試案の存在は迷惑」とまで言い切った。

また、説明と納得に関して、自然科学の特徴からすべての結末を予測できないし、理論的に説明しきれないことが多いこと、専門家と患者の情報量のギャップは他の業種と同様に決して埋められるものではないことから限界があることを認識すべきとも主張した。

現在多くの大学病院で医療事故調査委員会の活動を始めていることから、小規模施設もここを利用することにより、財政的にも実行性の高い調査の仕組みが構築できると述べた。

全日病と基本的に同じ主張であり、再発防止のための第1歩は真実が報告される仕組みづくりであること、外部委員も入れ医療提供者側が主体的に行

う事故調査は可能であり、そうすべきとの見解で、大いに共感できるものであった。

一方、医療過誤原告の会代表の宮脇氏は、実子や会員の過誤にあった経験を基に、隠蔽した医療側の態度を非難し、訴訟の長期化への不満を述べた。

宮脇氏は、今回の試案が辛苦の思いを抱くであろう遺族への朗報となるものとして大いに評価するとした上で、報告内容や報告義務に関するペナルティーの強化を求めると言え発言した。

このヒアリング内容には、医療安全のために何が必要かという点についての見解はなく、迅速な調査が行われ責任に関しても通知される仕組みに賛意を述べるものであり、医療安全を考える点から大いに問題がある発言であったと感じた。

全日病が行うべき作業は、早急に被



▲検討会の徳田常任理事

害者代表を中心とした患者代表との懇談の場を設け、それぞれの考え方を十分話し合うことであろう。

被害者の不信は想像以上に大きく、冷静に医療安全の立場からどのような仕組みが最も有効なのかを理解してもらう努力をしなければ、両者の溝を埋めることはできないようである。

医療関係者と被害者側だけで両者が許容できる最小限の責任追及をする仕組みも考え共同提案し、法的詰めは専門家と相談するという取り組みをする必要もあるだろう。

## 「医療安全調査委員会」とするのであれば、医療安全専門家中心の構成とし、国から医療機関にいたる医療安全の徹底した仕組みづくりを検討・提示すべきである。

## 「医療事故処罰」をするのであれば、法律家を中心とした構成の「事故死処罰委員会」と改称し、明確な事例を示して処分内容を決定すればよい。

### ■第3次試案に関する全日本病院協会の意見(概要)

第3次試案には重大な問題と疑義がある。委員会設置目的と試案の内容に乖離がある事は理解できないし、納得できない。

医療安全の観点から関係者が何をすべきかについては、既に、①当事者と医療機関は、ヒヤリハットから死亡事故まで包み隠さず報告する(院内委員会及び全国レベルの中立的第3者機関)制度が必要、②収集された情報を基に原因を明らかにするとともに再発防止対策を立てる、③これらの情報を医療施設内外で共有して再発防止に役立てるとともに日頃の職員等の教育に利用する、ということことで議論がつくされている。

全日病は、良質な医療の提供の原点

は「医療安全」であり、その確保には、(1)世界の潮流である中立的第3者機関への報告義務制度の確立と、収集事例に対する専門家による分析と事故再発防止策など成果の還元(2)ADR(裁判外紛争処理制度)と無過失補償を含む被害者救済のための制度(3)医療事故当事者の精神的負担その他に関する支援

が不可欠であると主張するとともに、医療安全管理者養成講習や医療の質の向上へ向けた講演会、シンポジウム開催などの活動をしている。

今日の混乱の責任の一端が、説明責任や情報開示を十分にしてこなかった医療提供者や医療団体の取り組みの不徹底にもあることは間違いないが、最大の問題は、安全に関する

国の姿勢にある。

国は、医療安全を医療提供にかかる最重要課題と捉えるならば、(1)個人や個々の医療機関の努力に期待するだけではなく、医療従事者が安心して良質の医療を提供できる基盤整備を行う(2)医療関係専門職の養成時に医療安全に関する講習を実施する(3)各疾患の標準的診療の確立と実施、診療行為が把握できる診療記録の作成(電子化が最適)と診療結果を評価する仕組みを構築する(4)全医療施設で起こった医療事故の事象を収集、検討、還元する仕組みを確立する(5)医療安全情報の共有を図る為の情報提供と各施設での対応を確認する仕組みの構築

などの施策を強力に推し進めるべきである。

しかし、国は安全確保のための資源を担保せず、ほとんど各施設や関係団体の取り組みに依存している。

こうした見解にたつ全日病は、「事故調」の目的が原因究明と再発防止であるならば新しい組織の設立は無用であり、医療事故情報収集等事業の組織強化で十分行えるはずと考える。しかし、検討会はこの点を十分に議論していない。

医療事故の多くは複雑な医療システムの中で生じており、個人の責任追及で事故を減らすことはできず、システム的なアプローチが必要である。医療安全の第一歩は、免責・守秘等の条件下すべての事象を詳細

(5面下段に続く)

# 2次医療圏単位で2次救急の管制塔病院を整備

「救急医療対策事業実施要綱」一部改正

厚労省が都道府県による補助事業に追加。08年度補正予算で前倒し実施

厚生労働省は10月16日付都道府県知事宛の医政局長通知で「救急医療対策事業実施要綱」の一部改正として、2次救急医療体制に「管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業」を追加、その補助事業要件を明確にした。

「救急医療対策事業実施要綱」は、医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)交付対象の1つである救急医療対策事業の交付要綱をいう。統合補助金とは、国が交付先を決めることなく金額等の配分枠を示して都道府県から申請を受け付ける補助金制度で、地方分権推進として2000年度に創設されたもの。使い道は都道府県の裁量となる。

したがって、今回の改正で、今後、都道府県は独自の判断でトリアージ機能など管制塔の役割を担う2次救急拠点病院を指定し、当該補助金を交付できることになる。

2次救急拠点病院の構想は、自民党の社会保障制度調査会が5月30日にまとめた提言(救急医療と搬送に関する課題と対策について)で提起され、医療崩壊を回避する重要施策に位置づけられた。

その後、6月18日によりまとめられた「安心と希望の医療確保ビジョン」に「管制塔機能を担う医療機関の整備」として盛り込まれ、緊急施策として確定した。

厚労省は、「安心と希望の医療確保ビジョン」の方針にもとづいて、3次とともに2次救急医療体制を取り上げた6月10日の「救急医療の今後のあり方に関する検討会」に2次救急拠点病院の構想を「地域救急拠点病院」という仮称で提示、その基準イメージを明らかにしている。同検討会では、特定医療機関への救急集中を懸念する意見が強いことから、7月30日の中間まとめには、そのメリット・デメリットを併記し、救急

医療に対する補助事業を自裁する自治体の判断に委ねることで決着した。

その後厚労省は、2009年度予算の概算要求に、新規項目として「管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援(38.3億円)」を組み込む一方、08年度の厚労省補正予算案を構成する「医療の安心確保(2,606億円)」の1つに「医療体制の確保(78億円)」を計上。その中に「地域において管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援の実施」を盛り込み、前倒しの措置を図った。

今回の「救急医療対策事業実施要綱」改正は08年度補正予算が10月16日に参議院で可決・成立したことを受けて実施されたもので、改正内容は同日から適用された。

改正実施要綱は、管制塔機能を担う救急医療機関等運営事業の目的を、「都道府県が地域の実情に応じて管制塔機

能を担う医療機関及び支援医療機関を設定し、症状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を転送・紹介する体制を整備することにより、救急搬送患者が円滑に受け入れられる救急医療体制を構築する」と定義している。

補助事業対象に関しては、①地域設定は原則2次医療圏単位とするが、2次医療圏が不適切な地域については都道府県知事が設定し、厚生労働大臣が認めた地域とする、②管制塔病院は、支援医療機関と連携して24時間の受け入れ体制を確保している、相当数の病床をもつ2次救急病院とする、③支援医療機関は、管制塔病院からの転送・紹介患者を受け入れるに必要な空床を確保するとともに、必要に応じて管制塔病院への医師派遣等を行なう医療機関、と規定している。

## 通所リハと訪問リハは充実化を図る方針

介護報酬・基準改定の論点 厚労省が提起。訪問看護も特別管理加算とターミナルケア加算をつくり入れ

10月30日の介護給付費分科会に事務局(厚労省老健局老人保健課)は、居宅系サービスに関する介護報酬・基準改定の論点を示した。

リハビリテーションに関しては、医療保険からの移行を円滑化にするとともに、改善効果を高めるために通所リハと訪問リハの評価を充実させる考えが示された。

訪問看護に関しては、特別管理加算の対象拡大やターミナルケア加算の点数引き上げが提起された。

居宅系サービスの介護報酬・基準に関する具体的論点から 10月30日 介護給付費分科会

### ■通所リハビリテーション

●医療保険でリハビリテーションを行っている医療機関・診療所の利用者が、引き続き同施設で介護保険における通所リハビリテーションが実施できるよう、基準・要件等の整理を行ってはどうか。

●医療機関の外来で行われるリハビリテーションのように、短時間かつリハビリテーションに特化した通所リハビリテーションを設定はどうか。

●医療保険における個別リハビリテーション提供時間との格差を埋めるため、特に、退院時など、医療保険から介護保険に移行してきた場合に、集中的かつ個別に実施されているリハビリテーションの仕組みを見直してはどうか。ま

た、それ以降においても、個別リハビリテーションを推進してはどうか。

●リハビリテーションの評価については、定期的な評価として位置づけるとともに、事務処理の簡素化の観点から、月に1回評価を行うこととしてはどうか。

●大規模事業所に対する評価について、介護事業経営実態調査の結果を元に見直しを行ってはどうか。

### ■訪問リハビリテーション

●退院・退所直後等、早く日常生活等に慣れるため、家庭環境を考慮したりリハビリテーションの提供など、早期・集中的にリハビリテーションを提供した場合等の評価について、医療保険でのサービス提供量と格差が生じないよう充実してはどうか。

(4面下段から続く)

に報告させることに始まるという世界的潮流の原則を守ることである。

しかし、この点についても十分な議論をせず、刑罰という手段により医療事故事例の報告制度確立を図ろうとしているように見受けられる。そのような検討会がまとめた試案には反対せざるを得ない。

検討会には医療安全に関する最高レベルの専門家や研究者が1人しかいない。医療安全の専門家が複数入っていれば、原則的な議論が必ず行われると確信する。医療安全の原則との関係で事故死の位置づけが議論されなかつたことは承服しがたいし、理解できない。

「法的責任追及」が目的であるならば、「医療事故死处罚委員会」として、どのような事故を处罚すべきかを別に検討するべきである。すなわち、原因究明・再発防止と責任追及を明確に分離し、それぞれ独立した組織として活動しなければならない。

重大事象には死亡だけでなく大きな後遺症を残した症例も含まれる。また、1つの重大事象の背後には多くの軽微な事象、ヒヤリハットがある。

事故死のみを取り上げても医療安全全体の底上げにはまったく不十分である。

そもそも医療安全を考える上で事故死の位置づけを最初に議論すべきだったはずである。事故死のみに的を絞る仕組みではなく、背景にある多くの事象まで検討する組織の充実こそが必要と確信する。本来は、もっと早い段階でより多くの医療安全の専門家や我々反対の意見を聞くべきであったと考える。

患者や家族の疑問、不信、不満に対して、全日病は、医療提供者側の説明責任、情報開示の問題があることを認める。しかし、疑問、不信を解消させる手段がこのような委員会の設置でしかないとは考えない。基本的な医療安全の取り組みの徹底によってこそこのような問題に対処できるものと考える。

それでは、患者・家族の信頼を得るためにどのようなことをすべきなのか。具体的に医療機関には、

①患者・家族に診療の内容を十分に説明し納得を得る  
②リスク回避も考慮した診療システムを構築する

③診療記録を電子化し、修正された場合の記録(時刻、修正理由等記載)も残るような改ざんが不可能なシステムとする

④診療の経過を必要に応じ説明し、予定通りに進まない場合は必ず説明する

⑤特に医療行為の中で患者に不利益をもたらす結果となった場合、その説明は診療記録を提示して行うこととし、患者家族の疑問も記録することを日常の診療で行うことを義務づける。

その上で、十分な説明の上でも患者・家族が納得されない場合、必要に応じ外部委員の入った紛争処理委員会、医療安全委員会で協議し、第3者機関(日本医療機能評価機構の仕組みの充実を想定)での検討結果も踏まえて対応する。安全管理上の問題にはどのような改善を行う予定なのか、一定期間後に、その実行状況を患者・家族に知らせる。

このような手順で行うことにより、患者・家族の懸念は相当払拭されると考える。

医療機関の実践に不信があるなら、定期的な第3者評価を行って義務を

果たしている施設を認証し公表する仕組みを作る。必然的に評価を受けない施設、不十分で認定されない施設には受診抑制がかかるはずであり、大きなペナルティとなるであろう。

以上の考え方から、全日病は、医療安全の原則と事故死の関係を十分に議論されることなく作成され、結局、原因究明・再発防止と責任追及が同じ組織で行われることになる第3次試案には反対の立場をとる。

即ち、文字通りに「医療安全調査委員会」とするなら、医療安全に関する専門家を中心とした現場の委員や有識者あるいは国民の代表をいたる委員会構成として、国を挙げての「医療安全」の実践に関する徹底した仕組みづくりを検討・提示すべきであり、「医療事故」を处罚するのなら法律専門家を中心とした現在の委員会を「事故死处罚委員会」と改称し、明確な事例を示して处罚内容を決定すればよい。

全日病は、故意、証拠の隠滅、改竄など明らかな犯罪性のある者が刑事告発されることは当然と考えておらず、医療にかかわる行為すべてを免責すべきとは考えていない。

## 一冊の本 book review

### 『夢見る老人介護 最後まで意欲的に生きたいあなたのために』

小山敬子著 発行くもん出版 定価1,300円(税別)

本書は「老人介護」の分野に限ったものでは決してない。日本の医療に対する鋭い現状分析に始まり、最終的には「人って何だろう?なぜ生きているのだろう?」という哲学的な問いかけにまで至る、著者自身が現場で悩み経験した現在までの記録が記されている。

著者は二代目の医師であり、母であり、経営者である。そのバイタリティとアクティビティには目を引くものがある。

グローバルな視点で経営をしたいと考えている経営者にとって必読の書である。(竹川勝治)



**全日病・医法協共催「2008年度臨床研修指導医講習会」の報告**

全日病と医法協が共催する「2008年度臨床研修指導医講習会」は、10月11・12日に統いて、11月8日・9日に2回目が東京都内で開催された。同講習会は厚生労省の講習会開催指針にのっとっており、09年度に施行される指導医要件を満たしている。

臨床研修の質を確保する上で、研修プログラムとともに指導医の実践的指導力が欠

かせないが、同講習会はワークショップを主体とした講習方法と実際事例を積極活用するなどの実践的な講習プログラムを採用し、そのニーズに対応した。

指導医講習会を準備したワーキングチームで企画責任者としてチーフ・タスクフォースを務めた佐賀大学医学部附属病院卒後臨床研修センター江村正准教授と、ワーキングチーム全体責任者およびタスクフォースとして同講習会運営の中心的役割を担った星総合病院星北斗副理事長に、08年度臨床研修指導医講習会の報告をいただいた。

**「教育に目を向けることが病院の生き残りに不可欠」**

**メッセージを講習に託す。目標は「継続的に教育・研修体制の向上に努めていく姿勢」**



佐賀大学医学部附属病院卒後臨床研修センター 准教授 江村 正

全日本病院協会および日本医療法人協会が主催する「2008年度臨床研修指導医講習会」は「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に準拠するもので、修了者には厚生労働省医政局長と主催者の連名で修了証が発行される。

この講習会の修了が指導医の必須となつたこともあり、全国から多数の応募があり、今年度は2回開催としたにもかかわらず、キャンセル待ちは80名にのぼった。

昨年、全日病と医法協が指導医講習会を共催することを決めてから、ワーキングチームを立ち上げ、講習会の目的について議論してきた。その結果、現在の厳しい情勢の中でこそ教育に目を向けていくことが病院の生き残りに不可欠であるというメッセージを、講習会を通じて伝えようということになった。

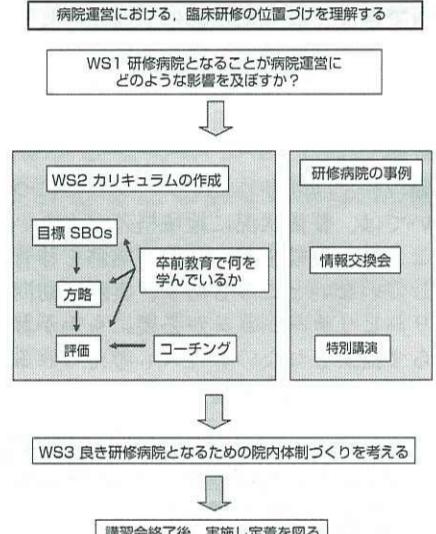
最終的に、本講習会のゴールを、「全日本病院協会・日本医療法人協会に所属する病院の管理者が、自院を研修病院にするために、病院経営における臨床研修の位置づけを理解し、研修指導体制の確立に必要な情報を収集し、継続的に教育・研修体制の向上に努めていく姿勢を身につける」と定めた。

具体的には、(1)医学教育やワークショップで用いられる基本的な用語を説明する、(2)新医師臨床研修制度の概要を述べる、(3)病院経営における臨床研修の位置づけを述べる、(4)厚生労働省の到達目標に関して、SBOs・方略・評価を追加作成する。(5)他の施設の指導医と情報を交換し、ネットワークを構築

する、(6)研修医指導に役立つコーチングの技法を身につける、(7)研修医の指導に対し熟意ある態度を保持する、(8)研修病院となるための院内体制の立ち上げに関して必要な対策を具体的に述べる、という8点を個別目標とした。

グループ作業を、「病院運営における臨床研修の位置づけ」「カリキュラム作成」「研修医指導を行うまでの院内体制の立ち上げ」の3つとし、その前後に、「新医師臨床研修制度の概要」「研修病院事例紹介」「今後の研修医は卒前教育で何を学んでいるか」「コーチング」「特別講演」を入れ、有機的に結びつくように工夫した。

「研修病院事例紹介」は、全日病・医法協に所属する会員病院にもっとも身近な、良いモデルを提示していただこうと思い、全日病の小松寛治先生(ワー



# 日帰りドック利用者は16.3%増の39.2万人

07年度の人間ドック調査結果 待ち時間短縮やフォローアップ率など改善すべき重要な課題も

人間ドック委員会(西昂委員長)はこのほど、「2007年度人間ドックに関する調査」結果をまとめた。全日病会員の日帰り人間ドック実施指定483施設(7月1日現在)を対象に07年度1年間の人間ドック実施状況を調べたもので、今年7月に実施、365施設から有効回答を得た(回答率75.5%)。

それによると、07年度の日帰り人間ドック利用者数は39万1,935人。男女比は男性が61.6%、女性が38.4%であった。回答数が15施設増えたこともあり、総利用者数は5万4,880人と前年から16.3%増加した。

男性は東京都、福岡県、埼玉県、広島県、岡山県が、女性は福岡県、東京都、広島県、埼玉県、岡山県が上位5県を占めたが、利用者数と人口は必ずしも比例していない。月別では、男性は6月~11月が月間2万人台で、女性は7月~12月が1万3,000人台で推移しているが、冬季の1月~3月と年度始めの4月・5月の利用者数が少ない。

平均の医師数は6.43名。専任が0.85人(13.2%)、兼任が3.38名(52.6%)、非常勤は2.20名(34.2%)と、兼任医師が最も多い。全職種にわたる職員数は27.27名。専任が26.2%、兼任が56.7%、非常勤が17.1%という内訳であった。

検体検査の委託状況は、一部外注委託が318件(87.4%)、自施設内検査が46

件(12.6%)であった。

精度管理の実施機関は、02年度から07年度まで、1位が日本医師会、2位が日本臨床検査技師会、3位が県医師会という順位で推移している。

人間ドックの実施状況(構造面)は、①日帰りドックの実施可能人数は平均10.89名(1週間で59.57名)

②1泊ドックの可能人数は1日平均3.39名(1週間で13.43名)

③1泊病床数は平均3.21床(うちホテルドックの平均病床数は1.69床)

④理念等の掲示有りは84.3%

⑤専任の医師有りは67.0%

⑥他科医師の指導体制有りは87.4%

⑦検査室の臨床検査技師専任有りは95.9%

⑧X線、心電図読影責任医師有りは98.9%

⑨自施設のみで十分な設備・機器がある施設が54.4%、一部委託が36.8%となっている。

人間ドック実施の過程面をみると、日帰りドックにおける待ち時間は30分以内が59.4%を占めた。05年度調査では30分以内が61.38%であったが、各施設の努力にもかかわらず待ち時間短縮の効果は表れていない。

要精密検査の利用者に対するフォローアップ率は41.61%、要治療者に対するフォローアップ率は48.30%にとどまつ

た。とくに、フォローアップ率20%以下が、要精査については63.73%、要治療については79.95%と多数を占めている。

08度から健診後の保健指導を医療保険者に義務づける制度がスタートしているだけに、健診施設としてどうフォローアップ率を高めていくのか、今回

調査結果はあらためて重要な課題を提起するものとなった。

オプション検査については、メタボリックシンドロームに対する関心の高まりを反映して、MRA検査、血圧脈波検査、動脈硬化検査、内分泌ホルモン検査が増加している。

## ■人間ドックの利用者数

人間ドック種別	男性	女性	合計
日帰り	241,306	150,629	391,935
1泊	37,753	17,749	55,502
1泊以上	2,107	1,157	3,264
生活習慣病健診(政府管掌とそれに準ずる企業健診等)	252,306	168,509	420,815
その他の健診(一般検査、定期検査など)	677,393	459,572	1,136,965

## ■人間ドックの実施状況(構造編)

質問項目	はい	いいえ	無回答
受診者の権利・施設理念を掲示しているか	84.34	14.01	1.65
専任医師が1名以上常勤しているか	67.03	32.42	0.55
他科医師の指導を受ける体制を有しているか	87.36	10.99	1.65
臨床検査・生理検査室には臨床検査医師が常勤していますか	95.88	3.30	0.82
エックス線写真・心電図の読影に責任をもつ医師がいるか	98.90	0.55	0.55
はい いいえ 一部委託 無回答			
人間ドックの検査項目を十分に実施できる設備並びに機器を有しているか	54.40	0.00	36.81
8.79			

## ■人間ドックの実施状況(過程編)

質問項目	はい	いいえ	無回答
検査データの精度管理が十分に行われているか	99.45	0.00	0.55
利用者への結果説明および生活指導を行っているか	96.70	2.75	0.55
要精査者・要治療者に対してフォローアップを行っているか	87.36	11.26	1.37
病歴・検査記録の整理保管が適切に行われているか	98.35	0.82	0.82
細胞診が適切に行われているか	95.88	1.10	3.02

## ■要精査率・要治療率とフォローアップ率

質問項目	要精密検査	要治療
利用者に対する割合	35.85	17.28
そのうちフォローアップがなされた実績	41.61	48.30

## 病院経営調査の結果を説明

本会の猪口雄二副会長は11月6日に厚労省保険局佐藤医療課長を訪れ、大

都市の一般病床が大幅な経営悪化をきたしていることが明らかとなった全日病の2008年度病院経営調査の結果について説明した。



▲佐藤医療課長(写真右)に説明する猪口副会長(左)

## 会務日誌

\*表記のないものはすべて東京都内開催

### 2008年10月

2日	人間ドック委員会、広報委員会	者委員会、四病協／治療費未払問題検討委員会
3日	介護保険制度委員会、四病協／医療保険・診療報酬委員会	救急・防災委員会、50周年記念事業W委員会、第7回常任理事会、第2回支部長会、病院のあり方委員会
4日	研究班会議、医療機関トップマネジメント研修コース(～5日)	厚労省／院内暴力等調査結果に関する勉強会
8日	医療の質向上委員会、自民党／税制改正ヒアリング、日病協／DPCのあり方に関する検討WG	厚労省・福祉医療機構・四病協合同勉強会、四病協／総合部会、同／会長懇談会、終末期医療に関するガイドライン策定検討会
9日	四病協／治療費未払問題検討委員会作業部会	四病協／メディカルスクール検討会
10日	会長・副会長会議、総務委員会、病院機能評価委員会、日医／DPCに関する意見交換会	日病協／代表者会議
11日	臨床研修指導医講習会(～12日)、病院事務長研修コース(～13日)	看護部門長研修(～27日)
14日	個人情報保護担当委員会、日病協／100K検討委員会	四病協／社会保障財源問題を考える勉強会
15日	日病協／診療報酬実務者会議	平成20年度病院経営調査記者発表(厚労省)
17日	医療制度・税制委員会、医療従事者提出	医療保険・診療報酬委員会

賛助会員として以下の入会が承認された。

志免総合診療所(代表・照屋恭子、福岡県)  
以上の結果、賛助会員数は89社(団体)となつた。

### 【主な報告事項】

#### ●各支部による事業報告書、決算報告書の提出

08年度以降すべての支部は事業・決算報告が必須となることから、本部に提出する「事業報告書」および「決算報告書」の書式モデルが完成、各支部に送付されるとの報告があった。07年度分については、すでに作成済みの支部のみが対象となる。

## 第7回常任理事会の詳細 10月18日

### 【主な協議事項】

#### ●プロック研修会開催計画案

プロック研修会開催計画案が承認された。

#### 【08年度】

・九州プロック研修会(佐賀県支部主催)  
平成21年1月31日  
・中国四国プロック研修会(香川県支部主催)日程未定

#### 【09年度】

・東海プロック研修会(愛知県支部主催)  
平成21年5月

#### ●災害時医療支援活動規則案

医療災害の支援活動に出動した会員病院に対する支援金の支給基準を定めた「災害時医療支援活動規則」案が承認された。

#### ●会員向けに新たな媒体開発

「全日本病院協会雑誌」および「全日病ニュース」とは別に、施策関連資料を中心に

重要資料をまとめた会員向けの新たな媒体を開拓するという提案が承認された。執行部が担当委員会を決め、具体案を検討する。

#### ●新たな公益法人制度に対する本会進路選択の検討

公益法人制度改革に伴い、本会としてどの類型の公益法人を選択すべきかという問題を検討する委員会を11月中に設置されるという執行部提案が承認された。

#### ●入会者の承認(敬称略・順不同)

以下の3名の入会が承認された。  
埼玉県 埼玉東部循環器病院 理事長 李武志  
東京都 高砂協立病院 院長 東海林 豊  
宮崎県 宮崎善仁会病院 理事長 濱浜重仁  
以上の結果、在籍会員数は2,258名となつた。



# 11月22・23日は第50回全日病学会東京大会

北海道から沖縄まで、理事長・院長から事務職まで、会員病院は東京に集まろう！

第50回全日本病院学会東京大会(河北博文会長)が11月22日、23日に東京都内の都市センターホテルで開催される。

第50回という節目にふさわしく、開会式直後には西澤寛俊会長が自ら登壇し、全日病が展開する事業の現状と方向性について講演する。

会長講演に続いて、舛添要一厚生労働大臣の特別講演が予定されている。

「民主主義と医療～パブリック・マインド～」という学会テーマを反映し、例

年以上に、医療の質と病院経営に役立つ情報発信につながるプログラムが揃った(別掲)。

一般演題の登録は316件。参加の事前登録は1,500人といずれも全日病学会最高水準に達している。

東京学会は会員病院の職員に呼びかけ、医療や病院経営に対する「主張」を募集した。採用された「主張」はパネル展示として発表される。病院職員に広く発言の門戸を開いた初の試みも注目されるところだ。

## ■第50回全日本病院学会東京大会

主 催	● 全日本病院協会・東京都支部
会 期	● 2008年11月22日(土)～23日(日)
会 場	● 都市センターホテル(東京都千代田区平河町)
学 会 長	● 医療法人財団河北総合病院 理事長 河北博文
学 会 テーマ	● 「民主主義と医療～パブリック・マインド～」
*学会ホームページ	<a href="http://www.ajha50.org/index.html">http://www.ajha50.org/index.html</a>

## 東京学会の主なプログラム

### 1日目 11月22日(土)

#### ○講演

- 「全日病の活動」総論 西澤寛俊会長
- 「医療行政に感じること」 舛添要一厚生労働大臣(予定)
- 「パブリック・マインド～プロフェッショナル・オートノミー」 河北博文会長
- 「自由社会の良き医療を求めて」 猪木武徳国際日本文化研究センター所長

#### ○シンポジウム

- 「民意の工夫による社会制度の補充」
- 「終末期医療のあり方～終末期医療のガイドライン或いは法制化は必要か～」

## 「短時間正社員制度」で合同研修会。通信衛星で全都道府県に配信！

全日病と日本看護協会は、通信衛星を利用した院長・事務長・看護部長合同研修会を共同開催します。

東京都内会場から通信衛星で配信、全国の会場で受講できます。

#### テー マ●「医療従事者に選ばれる職場づくり」

日 時●12月6日(土) 13:00～17:00

会 場●通信衛星配信会場 東京都内ベルサール原宿

通信衛星受信会場 各都道府県看護協会・その他施設  
など47都道府県研修会場

プログラム●①短時間正社員制度をめぐる諸制度と施策の動向(講義)

②「病院における多様な勤務形態」導入の先行事例紹介と質疑応答  
③パネルディスカッション(看護師の多様な勤務形態導入病院の実践事例)など

対 象●全日本病院協会会員病院職員および日本看護協会会員

研修費用●東京会場 1施設3名までの定額 1万2,000円 1名追加ごとに4,000円

地方会場 1施設3名までの定額 1万円 1名追加ごとに3,000円

(個人参加) 東京会場 1名 6,000円 地方会場 1名 5,000円

\*詳細情報の掲載サイトは <http://s-que.net/shokuba/index.html>



## 全日本病院協会 研修等開催のご案内

\*詳細情報は全日病ホームページから当該資料をダウンロードして確認してください。

定員●200名

費用●2万円(受講料、昼食代含む)

### ■第2回「2008年度医師事務作業補助者研修」

\*7月に開催した第1回目の研修と同一の内容です。

日時●2009年1月21日(水) 13:00～17:20

1月22日(木) 9:30～17:45

1月23日(金) 9:30～16:30

会場●東京都内のベルサール飯田橋

定員●250名

費用●5万円(受講料、テキスト代含む)

### ■2008年度医療安全推進週間企画 医療安全対策講習会

\*本講習会は全日病・医法協共催「医療安全管理者養成課程講習会」及び06年度まで四病協で開催した同講習会の「医療安全管理者認定証更新」のための講習(1単位)に該当します。

日時●12月5日(金) 13:00～16:20

会場●東京都内の東医健保会館大ホール

定員●5,000円

費用●250名

### ■2008年度第2回「後期高齢者診療に係る研修」(大阪会場)

\*9月28日に東京で開催した研修と同一の内容です。

日時●2009年1月11日(日) 9:00～17:00

会場●大阪市内大阪国際会議場3F「イベントホールA」